

當たりし由口碑すといへり。平次按ずるに、中村春日および増泉春日の兩社をば古來神田神社ならんかといひ傳ふれども、徵證とすべき記録等もなく、式社の證跡詳かならず。

○中村用水

犀川の分水にて、千日町より堰き入れ、中村用水と呼べり。此の用水は五箇庄の中村等の耕田を養へり。

○中村

此の村は、中村春日社の傍にありて、千日町はもと此の村の地なりといへり。普請會所の舊記に、中村は往昔は三千石餘の村高なる大村にて、傳馬町法船寺町邊より、關田町・物吉町の半までも村地也。其の村落も、往昔は川向にありしかど、追々市中取廣げられし頃、今の地に移轉すと云々。按ずるに、中村は舊藩の郷庄分村名帳に、石川郡五箇庄糸田・増泉・中村・石坂・大豆田五村とありて、五ヶ村をばいにしへ一庄となし、五箇庄と名付けたる也。五ヶ村を五箇庄と名付くる事は、往古諸國共に同事なりけん。台記に、久安四年禪閣以五ヶ庄讓余云々。と見わたる五ヶ庄は、奥州の庄名なり。此の庄は高鞍・大曾禰・本良・屋代・遊佐の五ヶ

村なるよし、同記に載せたり。されば越中國礪波郡五ヶ山をば、五ヶ庄と呼び來れるも、往古は村落五ヶ村ありしゆゑなるべし。加賀河北郡の五ヶ庄は、村名帳に五十六ヶ村とすれども、是も元は五ヶ村なりしなん。

○釜煎刑法場跡

菅君雜錄に、寛文六年四月十六日、石川郡番匠垣内村百姓之娘ねいと云ふ者、犀川柳原に於て釜煎の刑に處せらるゝあり。右柳原刑法場の遺跡は、千日町の町端に古木の柳三四株往來脇にあり。此の地は昔釜煎に處せられし遺蹟なりと、千日町の古老云傳へたり。この柳は、近く廢藩置縣の際、伐木して今はなし。按ずるに、彼のねいといふ女の事は、混見摘寫に、石川郡番匠垣内村百姓の娘ねいといふもの、金澤へ奉公に出で、主人の家々にて前後六ヶ所に火を付け盜をなしたるよし白狀し、寛文六年四月十六日犀川下河原にて釜煎の刑に行はれ、死骸は晒し捨てに成りたり。其の場所は、犀川の下おねが嶋といふ所の上と見ね、龜尾記に、ねいが釜煎の遺蹟は、犀川仁藏の川原鍋のつるといふ地也といへり。右傳説どもに據れば、菅君雜錄の説

は、千日町の傳説に據りて載せたるものにて、千日町にねいが釜煎の遺蹟ありといひ傳ふるは過聞なるべし。おもふ

に、三壺記に、元和四年の夏金澤山崎町田上屋彌右衛門の妻たねといふ女、陀羅尼鍛冶吉兵衛弟六藏といふ者と密通して、彌右衛門を殺害す。依つて泉野に於て釜煎の刑罰に處せらるゝとあり。千日町街尾の遺蹟は此の時の釜煎場に於て、ねいといふはたねの傳へ誤りならんか。此の地は中村の地内にて、泉野には非ずといへども、増泉村の地繼きなれば泉野とは載せたりけん。彼のねいが事は、改作所舊記に載せたる寛文六年四月の覺書に、法船寺下河原において釜煎に被仰付、ほえ三十束代銀の事を書載せれば、川下の河原にて處刑せられし事いぢるし。尙その巨細は川下おねが嶋の條に載せたり。

○柳原

中村の地内に柳原と稱する地あり。此の地は市中を離るといへども、昔は千日町の街尾より今いふ柳原の地邊まで、凡て柳多く生えたり。故に柳原と呼べり。従前千日町の末なる往來の傍に老樹の柳三四株ありしも、いにしへの遺

木なりといへり。

○柳原之事故

諸國に柳原と呼べる地多し。皆いにしへ柳樹を多く植ゑたりし故に、地名と成りたり。當國能美郡輕海郷内なる柳原村も、元祿十四年の郷村名義抄に、往古大き成る柳木多くありしゆゑ村名に呼びなしたるよし申傳ふとあり。抑、柳樹を植うる事は、古令の營繕令に、凡堤内外并堤上。多殖榆柳雜樹。宛堤堰用。と見ね、延喜彈正式に、凡神泉苑、廻地十町内。令京職栽柳。とあり。太平記にも、神泉苑は、大内始めて成りし時、周、文王靈囿に擬し、方八町に作られたりし園囿是なり。洛中に仰せて、神泉苑の廻りに柳を植ゑられしとなり。建保の頃より荒廢す。承久の亂後故武州禪門、築地を高うし門を堅め、雜穢を止められ侍りし。とあり。武州禪門は北條泰時をいへり。仁治三年の東關紀行に、しげれる篠原の中に數多ふみわけたる道有りて、行衛もまよひぬべきに、故武藏の前司、道のたよりの聲に仰せて植置かれたる柳も、いまだ蔭とたのむまではなけれど、かつく道のしるべとなれるもあはれなり。かの前司